

別表１－１（ワンストップ相談窓口）（既存）

市町村が実施する創業支援等事業（王寺町）

創業支援等事業の目標
（目標の根拠） ・本計画に基づき創業支援等事業者との連携を図ることにより、年間相談人数１０人の１割程度（１人程度）の創業実現を目標とする。 （目標数） ・創業支援対象者数：１０人 創業者数：１人
創業支援等事業の内容及び実施方法
（１）創業支援等事業の内容 ＜ワンストップ相談窓口＞ ・町に創業支援の相談窓口を設け、王寺町商工会、支援機関、地域金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ窓口は、王寺町地域交流課の職員２名を設置し、相談対応を行う。 ・王寺町窓口では、町、県、国の支援施策を紹介できるようにするとともに、町内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。 ・王寺町は、王寺町商工会が実施する創業支援セミナー等の情報をチラシ配架やホームページに掲載し、広報する。 ・創業に必要な要素となる要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ １．ターゲット市場の見つけ方 王寺町商工会が市場ニーズを把握し、情報提供する。また王寺町は力を入れて伸ばして行きたい市場について、ニーズ調査や事業者が行う調査等の協力を行う。王寺町商工会が、今後伸びそうな市場についてアドバイスを実施する。 ２．ビジネスモデルの構築の仕方 王寺町商工会、地域金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、王寺町商工会がビジネスモデル構築に向けた創業セミナー等を行う。 王寺町商工会や県支援センターがオフィスの提供を行いつつ、専門家がビジネスモデルについて財務、税務等のアドバイスをを行いブラッシュアップする。 また、採用時の注意点、雇用のルールや社員教育についてのアドバイスをを行う。 ３．売れる商品・サービスの作り方 専門家が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスをを行う。 王寺町商工会が、事業者連携のためのマッチング支援を行う。 ４．適正な価格の設定と効果的な販売方法について 専門家が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスをを行う。 王寺町商工会が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。 ５．資金調達 地域金融機関が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。 ６．事業計画書の作成 王寺町商工会が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスをを行う。 さらに、地域金融機関が、事業計画書のブラッシュアップを行う。 また、補助金等の申請については、王寺町商工会が、認定経営革新等支援機関と連携してサポートを行う。 ７．許認可、手続き 王寺町が、担当課において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。 また、より詳細な知識を必要とする場合には、王寺町商工会から専門家を紹介し、税務、労務管理、起業手続きアドバイスを行ってもらう。 ８．コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性 王寺町商工会が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスをを行う。

<創業支援機関との連携>

各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、王寺町・王寺町商工会が連携し、情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援対象者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

実践創業塾（別表２－１）において、１ヶ月以上にわたり、４回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の項目について、知識が身につく勉強会をそれぞれ受講し、創業支援セミナー（別表２－２）については、各全ての項目の講義を受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての項目を受講したことが『創業支援カルテ』で確認できる者、また、創業セミナー（別表２－３）については、販路開拓、財務、経営、人材育成の基礎知識を習得し事業計画の策定を終えた創業者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、王寺町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を王寺町が把握することとし、創業支援対象者と創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、王寺町商工会等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

（２）創業支援等事業の実施方法

- ・王寺町地域交流課に、担当者２名を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。
- また、創業支援機関と連携のうえ、セミナー開催等の創業支援に関する情報は、町内各機関の窓口それぞれに配備し、幅広く創業支援対象者の目に届くようにする。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、王寺町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、『創業支援カルテ』を作成し、創業支援機関と共有を図る。
- ・創業支援機関との連携を密にするため、必要に応じ、各創業支援機関担当者との連絡会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

令和２年９月１日～令和１２年３月３１日

変更箇所については、令和８年１月１日～令和１２年３月３１日

※本計画変更による特定創業支援等事業にかかわる証明書の発行については、改正法１７回認定日以降の申請が対象となる。

（注）

- １．複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
- ２．「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
- ３．「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
- ４．「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援等事業について記載する。
- ５．「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-1 相談窓口（既存）（特定創業支援等事業）

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 王寺町商工会 (2) 住 所 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番18号 王寺やわらぎ会館3階 (3) 代表者の氏名（王寺町商工会） 吉村 了也 (4) 連絡先（王寺町商工会） 0745-72-5105
創業支援等事業の目標
（目標の根拠） ・王寺町商工会では、起業・創業希望者を対象とした相談窓口を設置し、専門家の派遣等をおこなってきたが、王寺町にワンストップ窓口を設置することにより更なる経営全般に関する総合的な支援を目的とし、年間相談人数50人の1割程度（5人程度）の創業実現を目標とする。 （目標数） ・創業支援対象者数：50人 創業者数：5人
創業支援等事業の内容及び実施方法
（1）創業支援等事業の内容 王寺町商工会内に相談窓口を設置し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの識見を体系的に身につけるためのハンズオン支援として1か月以上4回以上に渡って講義を行う。また、創業支援セミナーを各項目に沿って開催する。 ＜特定創業支援等事業について＞ 講義を1か月以上4回以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを全て習得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 （2）創業支援等事業の実施方法 相談窓口を設置するほか、各連携機関の窓口と併せてそれぞれパンフレット等を配備し、HPやSNSも活用し、幅広く創業者の目に届くようにする。加えて、王寺町のHPや広報誌においても相談窓口設置を広くPRしていく。
計画期間
令和2年9月1日～令和12年3月31日 変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業にかかわる証明書の発行については、改正法14回認定日以降の申請が対象となる。

（注）

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-2 創業支援セミナー（既存）（特定創業支援等事業）
市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 (公財) 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点） (2) 住所 〒630-8031 奈良県奈良市柏木町129-1 (3) 代表者の氏名 理事長 山下 真 (4) 連絡先 0742-81-3840
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・創業希望者、若手経営者、第2創業をめざす人たちなどを「創業者支援セミナー」及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）の「夢をかなえる土曜塾」を開催し、町や連携支援機関にも紹介してもらうことにより、セミナーで年間20人を創業支援対象者とし、前計画策定後の5年間のセミナー等の受講者における創業率は約30パーセントだったことから、30パーセントを目指し、創業者数6名を目標とする。 (目標数) ・支援対象者数20人 創業者数6人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 (公財) 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が、「夢をかなえる土曜塾」を実施し、主に創業者に向けて経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの分野について分かりやすく解説し、受講者の創業意欲と知識を高める。 ＜特定創業支援等事業について＞ 「夢をかなえる土曜塾」を1ヶ月以上の期間にわたり受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの分野の知識が身に付いた者を「特定創業支援等事業」を受けた証明を王寺町が発行する者とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 (公財) 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）の開催する「夢をかなえる土曜塾」は、オンライン等で開催する。 王寺町は、実施に際しての事前PR等を町広報紙、HP等で行うとともに、公共施設へ開催案内チラシを設置する
計画期間
令和2年9月1日～令和12年3月31日 変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業にかかわる証明書の発行については、改正法14回認定日以降の申請が対象となる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。

5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-3（創業セミナー）（新規）【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 奈良県商工会連合会 (2) 住所 631-0824 奈良県奈良市西大寺南町8番33号 (3) 代表者の氏名 会長 中谷 守孝 (4) 連絡先 0742-53-4412
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) 別表 2-3 の創業塾は開催時期が限られていること、別表 2-1 の王寺町商工会での個別支援対応は平日昼間に限定されていることなどから、勤務中や移住を伴う創業希望者等への支援策は拡充の余地がある。より多くの創業希望者に創業支援の機会を提供するため、本事業では創業セミナーを開催する。 令和8年度の創業塾受講者と個別支援修了者を合わせた創業支援対象者は3人で、そのうち3割程度の1人が本事業に移行すると想定し、創業支援対象者数の目標値は3人とする。 また、令和8年度の創業支援対象者3人に対する創業者数の目標値は1人とする。 (目標値) ・創業支援対象者数：3人 ・創業者数：1人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <創業セミナー> 【特定創業支援等事業】 ・創業にかかる基礎知識について、経験豊富な専門家講師による創業セミナーを定期的実施する。 ・上記セミナー受講者で、販路開拓、財務、経営、人材育成に関する基礎知識を習得し、事業計画の策定を終えた創業者を「特定創業支援等事業」を受けた者とし、創業後1年程度、王寺町商工会と連携して個別相談やフォローを行うなど、継続的に創業支援を行う。 ・公序良俗を害するおそれがある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・対象者は、王寺町の連携機関が実施する特定創業支援等事業を複数組み合わせ、要件を補完することができる。 ・創業セミナー終了後も、奈良県商工会連合会及び王寺町商工会の経営指導員がフォローすることとし、県下金融機関、日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会、奈良県、奈良県よろず支援拠点と連携しながら、創業後も含めて支援する。 ・また、経営指導員及び専門家が創業希望者に対し、1回1時間程度の個別相談を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のアドバイスを行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等記載した名簿を作成して管理するとともに、支援内容等を付記した「受講確認書」を添えて王寺町に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
令和8年1月1日～令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第17回認定日以降の申請が対象となる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援等事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。